

負担限度額認定申請手続きについて

提出書類を「倉吉市長寿社会課」宛にお送りください。

対象となる要件

1. 世帯全員が住民税非課税であること（所得要件）

※世帯には同一世帯でない配偶者、内縁の配偶者を含みます。

例①本人（非課税）とは別世帯に配偶者（非課税）・長男（課税）がいる場合。
長男が課税されていても、配偶者個人が非課税であれば該当。

例②本人（非課税）に内縁の配偶者（課税）がいる場合。

本人は非課税だが、内縁の配偶者が課税されているため非該当。

2. 預貯金等の資産が一定額以下であること（資産要件）

※裏面の「預貯金等の基準額」をご確認ください。

※資産要件の対象となる資産の例は以下のとおり

〈資産項目〉	〈審査〉	〈提出物〉
預貯金（普通・定期）	対象	通帳の写し（銀行名・支店名・口座番号・名義・年金の振り込みと申請日現在の残高が分かるページのコピー） ※紛失時は残高証明書でも可（口座番号等が記載されていること）
有価証券（株式・国債地方社など）	対象	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が把握できる貴金属	対象	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	対象	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	対象	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	対象	借用証書 ※資産から差し引いて審査します
生命保険	対象外	—
自動車	対象外	—
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難なもの）	対象外	—

提出書類

1. 申請書

2. 同意書

- 所得要件及び資産要件に係る調査のため市が各機関へ照会することの同意です。
- 申請の際に添付することが定められていますので、必ず提出してください。
- 押印は必要ありませんが、代筆の場合、必ず代筆者の住所・氏名を記入してください。
配偶者がいる場合も同様です。

3. 申請日現在の預貯金額等がわかるものの写し ※生活保護受給者は添付不要

- 上の表の〈提出物〉をご確認ください。

利用者負担段階ごとの「預貯金等の基準額」と「負担限度額（日額）」

令和6年8月から居住費等の金額が変わります（網掛け部分）。

利用者負担段階		預貯金等の基準額		負担限度額					
		65歳未満の場合 1,000万円以下 (夫婦は2,000万円以下)		居住費等 (日額)				食費 (日額)	
		65歳以上の場合		ユニット型 個室	ユニット型 個室的 多床室	従来型個室 ※介護老人 福祉施設・ 短期入所 生活介護	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス (ショート ステイ)
		単身	夫婦 (同一世帯でない 配偶者、内縁の配 偶者含む)						
第1 段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	1,000万円 以下	2,000万円 以下	880円	550円	550円 ※380円	0円	300円	300円
第2 段階	公的年金等収 入金額（非課税 年金を含む）	年額80万円 以下	650万円 以下	880円	550円	550円 ※480円	430円	390円	600円
第3 段階①	+その他の合 計所得金額が	年額80万円超 120万円以下	550万円 以下	1,370円	1,370円	1,370円 ※880円	430円	650円	1,000円
第3 段階②		年額120万円 を超える	500万円 以下	1,370円	1,370円	1,370円 ※880円	430円	1,360円	1,300円
基準 費用額	世帯に課税者がいる、預貯金等が基準額を超えている等の理由により 減額の対象にならない場合			2,066円	1,728円	1,728円 ※1,231円	437円 ※915円	1,445円	1,445円

*利用者負担段階の判定に用いる年金収入には、非課税年金（遺族年金と障害年金）を含みます。

*合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

「その他の合計所得金額」は、ここから「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

通帳コピー例 ※紛失時は残高証明書でも可（口座番号等が記載されていること）

①銀行名・支店名・口座番号・名義が確認できるページ

表紙

表紙を1枚めくったページ

店舗番号 ××××-×××
口座番号 ××××××
倉吉 太郎 様
〇〇銀行

または

クラヨシ タロウ様
店舗番号 ×××
口座番号 ××××××
〇〇銀行
〇〇支店

②年金の振り込み と 最新の残高 が確認できるページ

最新の状態になるよう記帳してからコピーしてください

普通預金					
日付	お支払金額	お預り金額	差引	残高	
04-4-14	年金	150,000		1,280,000	
04-4-15	100,000			1,180,000	
04-5-15	100,000			1,080,000	
04-6-15	年金	150,000		1,230,000	

③定期預金が確認できるページ

預入明細			
	お預かり年月日	お預り金額	払戻年月日
	28-6-1	500,000 円	29-6-1
	貯金の種類	お支払金額	満期時のお取扱い
	定額貯金(〇年満期)		満期振り替え

※Web通帳（ネットバンク、スマートフォンアプリ等）をご利用の場合

出入金明細データをPDFで保存して印刷、ウェブサイトの画面コピー、スマートフォンの画面コピー等の方法があります。（操作方法は各銀行へお問合せください。）

いずれも、銀行名・支店名・口座番号・名義が確認できるもの、預入明細が確認できるものをご提出ください。

提出前にチェックをお願いします

申請書 表面

	「被保険者氏名」が記入されていますか？
	「配偶者の有無」に○をされていますか？ 同一世帯でない配偶者、内縁関係の場合も「有」に○をされていますか？ 「有」の場合、配偶者の課税状況に○はされていますか？（わからない場合は未記入で提出してください。市で調査します。）
	「収入等に関する申告」は記入されていますか？（わからない場合は未記入で提出してください。市で調査します。）
	「預貯金等に関する申告」は記入されていますか？
	「申請者氏名」は記入されていますか？
	申請者の「電話」は、日中連絡がとりやすい番号が記入されていますか？

同意書

	同意書には被保険者本人の記名がされていますか？（押印は不要です）
	配偶者の記名がされていますか？（押印は不要です） 同一世帯でない配偶者 または 内縁の配偶者の場合も記名されていますか？
	代筆の場合、代筆者の住所・氏名が記入されていますか？

添付書類

	銀行、信託銀行、証券会社等、口座を複数お持ちの場合はすべての口座のコピーが添付されていますか？
	配偶者の銀行、信託銀行、証券会社等の口座のコピーは添付されていますか？ （同一世帯でない配偶者 または 内縁の配偶者も含みます）
	必要な箇所がすべてコピーされていますか？ 年金の振り込みと申請日現在の残高が確認できますか？ ⇒裏面の「通帳コピー例」をご確認ください。

ご確認いただきありがとうございました。